

□2026年/令和8年度 住宅ローン控除の制度見直し及び適用期限の延長

借入限度・控除期間 2030年/令和12年12月31日まで

長期優良住宅	新築	4,500万円（5,000万円）	期間13年
低炭素住宅	既存	3,500万円（4,500万円）	期間13年
ZEH水準省エネ住宅	新築	3,500万円（4,500万円）	期間13年
	既存	3,500万円（4,500万円）	期間13年
省エネ基準適合住宅	新築	2,000万円（3,000万円）	期間13年
	既存	2,000万円（3,000万円）	期間13年
その他住宅	新築	住宅ローン控除対象外	
		令和5年12月31日までに新築の建築確認を受けた場合、令和6年以後に新築確認を受け場合で、登記簿上の建築日付が令和6年6月30日以前の場合は対象となります	
	既存	2,000万円	期間10年
所得要件		2,000万円	
		給与所得者の場合は、給与から給与所得控除額を引いた金額が所得に該当します	
床面積要件		40m ² 以上	
		所得1,000万円越の者及び子育て世帯等への上乗せ措置利用者は50m ² 以上	
備考		() 内は19歳未満の子供を有する子育て世帯又は夫婦いずれかが40歳未満の世帯に適応される借入限度額。年度ごとに住宅ローン控除の概要が変わる場合もありますので確認が必要です。	